

SERC フォーラム「消費税変更対応。本当に大丈夫？」実施報告書

1. 日時：2013年2月22日（金） 13:30～16:45
2. 会場：日本橋公会堂 第1，第2洋室
3. 参加者 研究員：7名、一般：4名（合計：11名）

4. 講演

4.1. 13:35 - 15:20 基調講演「消費税の改正点と実務における重要ポイント」

原田税務会計事務所 税理士 藤森 康彦氏

(質疑)

- (1) Q. 長期間の工事は、6か月前(2012年10月1日より前)に契約すると施工後でも施工前でも大丈夫か？
A. はい。契約が6か月前であれば、引き渡しが4月1日以降でも5%が適用される。但し、進行基準が適用されている場合には、着工から3/31までが5%で4/1以降が8%となる。4/1をまたがる部分は、日割り計算する。
- (2) Q. 資料のP3の図で消費税の5%の内4%が国で1%が地方消費税として納税するが、使途は、地方分として43.6%となっているが、これは8%になった時も同じ比率になりますか？
Q. 8%になったら福祉に多くいくのではないか。
A. 比率がどうなるかわからないが、福祉の意味合いで増税しているので、変わると思われる。
- (3) Q. 支払いの請求はどう表現するのか？
A. 譲渡の時期で決まる。
また、仕入れ時が4/1前で5%であった場合、その後同じものが返品の際は5%で計算する。
但し、返品ではなく、変わりの物を渡す場合、同じものならそのままだが、物が違うものを渡した場合には8%になる。
- (4) Q. 国の最終は税収入が50%未満だが、消費税UPだけで大丈夫なのか？
A. 景気が良くなれば、法人税も増える。但し、今後は高齢化で支出も増えるので支出も抑える必要がある。
- (5) Q. 固定資産の場合、5%で購入したものと4/1以降で購入した場合の扱いは？
A. 簿価の方式が税込経理か税抜き経理かで異なる。
- (6) Q. 固定資産等を購入した場合の消費税は売上に紐付かないが、いつ控除されるのか？
A. 控除できない部分は損金になる。仕入れ控除となり、輸出品の材料と同じ考え。
- (7) Q. 海外の消費税との関係は？
A. 免税店は国外で買っているのと同じなので、日本の消費税は該当しない。

4.2. 研究会報告「消費税率に対する取組み～あるシステムでの事例～」

SERC 研究員 弘中 茂樹氏

※弘中氏急病のため中止

4.3. 15:40 - 16:40 研究会報告 「消費税率変更の課題—ソフトウェア保守の観点から—」

SERC 幹事 増井 和也氏

- (1) Q. 工事進行基準は資料 P7 の図のどれに該当するのか？(奈良)
A. 図の⑤に該当する。
- (2) Q. 資料 P5 の問題分析及び修正分析は、右の設計との関連は？
A. 税率を2つ持つのは問題分析となり、右に行くと設計になる。
- (3) Q. 資料 P4 の②と③は回るのか？
A. はい。
- (4) Q. 2000年問題の時は大きな問題が発生しなかったが、なぜか？
A. マスコミが騒いだので、みんなの準備ができたから。
- (5) Q. 軽減税率は、増井さんの仕事に影響するか？
A. 軽減税率は影響しないが、経過措置には関係するので影響を受ける。

5. 所感

ソフトウェア技術者にとって疎くなりがちな消費税の税務上の扱いについて丁寧に説明して頂き、大変勉強になった。また、研究員報告では、消費税率変更に向けたソフトウェアの対応が一筋縄ではいかないことが説明された。

しかしながら、参加者が合計11名と少なく、消費税率変更を来年に控えてのホットな話題だと考えてだけに意外であった。2000年問題の対応時には、事前にマスコミを筆頭に大騒動が起こったが、そのせいで十分な対策がなされたのか問題の発生は比較的少なかった。今回は事前の盛り上がり低調だけに、逆に対策が進まず、問題の多発が懸念される。当研究会としても、さらなる広報・啓蒙活動が必要であると考えます。

※追記

尚、この日2番目に講演する予定であった弘中氏が3月2日に永眠されたことを付記します。最期まで本フォーラムでの発表を気にかけていられたとの事です。故弘中氏のご冥福をお祈りいたします。(合掌)

(SERC Dグループ 高橋芳広 記)

— 以上 —